

令和6年度ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業費補助金交付交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく報告

令和6年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	国内投資促進基金(ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	327,416百万円(327,416百万円)
基金事業の目的	平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症パンデミック発生時(以下、「有事」という。)の際にはワクチン製造へ切り替えられるデュアルユース設備を有する拠点を整備するとともに、ワクチン製造に不可欠な製剤化・充填設備や、医薬品製造に必要な部素材等の製造設備を有する拠点等の整備を促進することで、有事の際に国内でワクチンを生産できる能力を確保することを目的とする。
基金事業の概要	有事の際に日本国内でワクチンを製造できるようにするため、①ワクチン製造拠点の整備事業、②治験薬製造拠点の整備事業、③製剤化・充填拠点の整備事業、④部素材等の製造拠点の整備事業に取り組む事業者を支援する。 【①は補助率:9/10以内、②~④は補助率:大企業2/3以内、中小企業等3/4以内】
基金事業を終了する時期	【基金事業の終了予定時期】 令和12年度末 令和5年12月20日付け行政改革推進会議「基金の点検・見直しの横断的な方針」を踏まえ、終了予定時期を令和12年度末に見直した。 【導入等補助金の交付申請の受付を終了する時期】 令和5年度末
次回の見直し時期	9月末及び3月末
基金事業の目標	複数の創薬技術・手法(モダリティ)に対応したデュアルユース製造拠点の形成等を支援することで、今後の変異株や新たな感染症の発生時に国内で迅速にワクチン製造を開始できる体制を構築する。

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	今後とも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施
目標達成の評価	-
基金の保有割合	1.00
基金の保有割合の算出	保有割合 = (①327,432,892,185円 - ②4,483,957,449円) ÷ ③322,948,934,736円 = 1.00 ①直近年度基金額 ②当年度(令和6年度)の国庫返納額 ③令和6年度以降の基金事業として必要な額
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 (有)・無
その他	-

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	227,431
短期・長期信託	-	-
有価証券		
国債	-	-
政保債、地方債	-	-
その他社債等	資金の安全性及び透明性を確保し、かつ、高い運用益を期待できるため。	100,000

4. 執行状況

(単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度見込み
収入	国費	0	0
	国費以外		
	出資等	0	0
	運用収入	100	100
	その他(基金への返納)	0	0
	前年度繰り越し	327,409	327,431
	(マイナス)返納額	0	4,484
	合計(a)	327,509	323,047
(事業支出等)	事業費(交付額)	0	7,566
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)	78	129
	合計(b)	78	7,695
	基金残高(a-b)	327,431	315,352
	出資残高	0	0
	貸付残高	0	0
	債務保証残高	0	0

<交付額等>

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付決定件数	0	0	18
交付決定額	0	0	237,892

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)